

公立学校共済組合員の資格を取得した 会員のみなさんへ

山口県教職員互助会 のご案内

教職員互助会とは



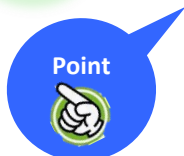
山口県条例に基づき設立された財団法人として、会員の相互扶助により組織された団体で、教職員の生活の安定と福祉の充実を図るとともに、教育の向上を目的としています。

現在、約 32,000人の会員（現職：12,000人、退職：20,000人）に対し、福利厚生事業として、健康管理事業をはじめ、各種の給付事業等を実施しています。

一般掛金

給料月額（基本給＋調整額＋教職調整額）× 100分の1の額を、毎月給与控除します。

主な事業



- Point①** : コンサート等の各種公演の入場料や美術館等入館料の補助や、「モバイル会員証」の提示で全国各地の業者や施設の割引特典が受けられるなどの福利厚生事業が充実している!!
- Point②** : 病気やケガで病院にかかっても、療養費補助が手厚いので、経済的不安が少ない。（生命保険等にあまりお金を掛けなくて良い!!）
- Point③** : 退会しても、退職生業資金で掛金がいくらか戻ってくる!!

退職互助部 制度

退職互助部制度は教職員のみにある制度で、退職時の手続により退職会員となることができ、生涯にわたって事業の適用を受けることができるものです。
36歳からは、退職互助部現職会員の資格を取得し、退職会員になるための掛金を納入していただきます。（現職中は掛金納入期間で、事業適用はありません。）

給付事業

Point



結婚や出産したとき・・・

結婚祝金 40,000円
出産祝金 20,000円



ご不幸や災害にあったとき・・・

会員死亡弔慰金 1,000,000円
家族死亡弔慰金 20,000円～100,000円
災害見舞金 3,000円～300,000円

病気やケガで休んだとき・・・

傷病見舞金 15,000円～50,000円
※ 引き続き30日以上勤務できなかった場合

退会したとき・・・

退職生業資金 掛金相当額 × 給付率の額
※ 退会時点の給付率を乗じた額を給付します。

Point



病気やケガで病院にかかったとき・・・

会員・家族療養費として、健康保険証を使用し、医療機関で療養（外来・入院・調剤）を受けたときひと月の自己負担医療費（医療機関ごと診療に関する薬代を含む。）に対し給付があります。

給付額：会員は2,000円、家族は3,000円を控除した額に80%を乗じた額（100円未満切捨）

（会員療養費：計算例①）

外来で、保険診療分 5,110円 を支払った場合

$(5,110円 - 2,000円) \times 80\% = 2,400円$ （100円未満切捨）

”最終的な自己負担額は？”

$5,110円 - 2,400円 = 2,710円$

（会員療養費：計算例②）

入院し、保険診療分 30,000円 を支払った場合

$30,000円 - 25,000円 = 5,000円$ （公立共済から給付）

$(25,000円 - 2,000円) \times 80\% = 18,400円$ （100円未満切捨）

”最終的な自己負担額は？”

$30,000円 - 5,000円 - 18,400円 = 6,600円$

登録口座へ自動給付をするため、請求の必要はありません。

福利厚生事業

Point



暮らしを応援します!!

○ 会員証割引事業

「モバイル会員証」を提示することで、契約している全国各地の業者（施設）の割引特典が受けられます。システムにアクセスすることで「モバイル会員証」の表示や利用できる業者（施設）検索が可能です。

【検索カテゴリー一覧】

旅行社、温泉、ホテル、旅館、飲食店、テーマパーク、ボウリング場、駐車場、レンタカー、ケーブルカー、ビーチ、キャンプ場、ロープウェイ、眼鏡店、化粧品、音楽鑑賞、電機製品、カタログ販売、映画館、ケーブルTV、カラオケ、劇場、イベントホール、美術館、博物館、カルチャー、スポーツクラブ、ゴルフ練習場、ゴルフ場、プール、スノーボード、ウィンタースポーツ、乗馬クラブ、テニスクラブ、健康美容、介護関係、引越運送、住宅関連、会議室、結婚式場、婚礼、葬儀社、返戻ギフト、自動車学校、車整備、フェリー、クレジットカード

パソコンからも施設検索は可能です。

※ QRコードからアクセスしてください。

<http://www.zenkyogo-kaiinsyo-login.com>

※ システムにアクセスできない方は、「カード式会員証」を発行しますので、お知らせください。



○ 介護休暇給付金

介護休暇を取得して給料の全部又は一部が支給されない場合、給付金の支給があります。

○ 教職員総合相談

（県・共済組合と共同実施）

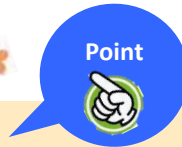
生活全般についての相談が無料で受けられます。（職場、結婚、法律、経済、その他、一身上の問題等）

○ 広報誌「福利やまぐち」

（共済組合と共同実施）

年3回、全会員に配付し、身近な情報や福利厚生事業内容等を紹介します。

文化・教養関係!!



○ 芸術・文化鑑賞等補助

全国で開催される各種公演等の入場料（5,000円以上のものに限る。）の一部補助します。（年度内1回2,000円）

○ 名秀作展入館補助

（ 展覧会補助 ）

指定する県内施設で開催される展覧会に対し、入場料の60% 程度を補助（ 限度額400円 ）

- 山口県立美術館 ○山口県立山口博物館
- 山口県立萩美術館・浦上記念館 ○周南市美術博物館
- 下関市立美術館

（ 年会費補助 ）

【 県立美術館メンバーズクラブ 】（一律800円）

- 山口県立美術館
- 山口県立萩美術館・浦上記念館

【 県立山口博物館友の会 】（一律400円）

セミナーに参加しよう!!

○ ライフプランセミナー

（ 県・共済組合と共同実施 ）

在職中から退職後の生涯において充実した生活を送れるよう、三つの年代層に応じた内容のセミナーを開催（ 7、8月 ）

- ・ リーフセミナー （ 44歳以下の会員及び配偶者 ）
- ・ フラワーセミナー （ 45歳以上54歳以下の会員及び配偶者 ）
- ・ ハーベストセミナー （ 55歳以上の会員及び配偶者 ）



健康管理をサポート!!

○ 肺疾患検診（ヘリカルCT検査）

肺疾患の早期発見・早期治療に資するため、夏休み期間にCT専用検診車で県内を巡回し、検診を実施します。

○ 保健指導員による所属訪問

（ 県・共済組合と共同実施 ）

保健指導員が各所属を訪問し、保健相談・保健指導・メンタルヘルス相談等を実施します。

○ 「心の健康相談利用券」による専門医等への無料相談

（ 県・共済組合と共同実施 ）

専門医等への相談が、年度内3回まで無料で受けられます。

メンタルヘルスポケットブックに綴じ込んである「心の健康相談利用券」を利用してください。



生命保険をお助け!!

○ 団体保険の取扱い（ 個人でご加入するよりも割安な保険料で、給料控除ができます。 ）

1 生活サポートプラン 「生活サポートプラン」は、より安い保険料で提供できるため、おススメです!!

商品名	保険の種類	保障期間	取扱会社	募集期間
生活サポート（復興資金）	死亡・高度一時金	70歳まで	明治安田生命 他4社	10～11月
生活サポート（維持資金）	障害保障 年金			
特定疾病サポート	特定疾病保障	現職中	明治安田生命	
就業不能サポート	就業不能保障			
医療費サポート（一時金型）	医療保障	終身医療切替可	明治安田生命	
医療費サポート（医療保障型）				
アクシデントサポート	傷害保険	80歳まで切替可	明治安田損保	

2 積立終身保険、医療保険、がん保険、介護保険

保険の種類	取扱会社	募集期間
積立終身保険	アクサ生命 他5社	5月 ※保険の詳細は、募集期間中に送付する資料をご覧ください。
医療保険、ガン治療保険	アクサ生命	
がん保険、医療保険、介護保険	アフラック生命	

退職互助部制度（退職後の制度）



退職互助部制度は、退職後、会員の皆様に安心して充実した生活を送っていただくために、療養補助金の給付を始めとした各種事業を実施しています。

現職会員掛金

給料月額（基本給＋調整額＋教職調整額）× 1000分の3の額を、36歳になる年度から毎月給与控除します。

退職会員資格取得

- 現職会員として掛金を納入している者が55歳以上で退職し、30年間（360月）の掛金を納入した場合、退職互助部「特別会員」になることができます。（現職会員期間が30年に満たない場合、不足分の掛金は一括納入が必要です。）
- 配偶者が希望する場合は、会員同額の掛金納入することで「配偶者会員」になることができ、特別会員同様の事業適用が可能になります。
- 仮に、退職会員になることを希望しない場合は、既納入分の掛金を脱退一時金として全額返金します。

「特別会員」及び「配偶者会員」の資格取得後

退職互助部の事業適用スタート

事業名	事業内容
療養補助金（メイン事業）	55～85歳に達する日の前日までの間、保険適用分の自己負担相当額から、2,000円を控除した額に80%を乗じた額を給付
<p>歳を重ねるにつれて、病院にお世話になることがあると思います。 そんな時は、療養補助金の給付（現職時同様の医療費給付）で、生活をしっかりサポートすることができます!!</p>	
埋葬料	会員になり4年以内に亡くなった場合、加入期間に応じて給付（2万～10万円）
退会給付金	会員となった日から20年以内に退会を希望した場合に給付（1万～10万円）
長寿祝品の贈呈	米寿、白寿に達したとき記念品料を贈呈（米寿 2万円、白寿 3万円）
地区活動運営費助成	会員等の相互の親睦と交流を深めるため開催する地区集会等の経費の一部を助成
退職互助部だよりの発行	各種事業の周知を図るため、年1回会報誌を発行（毎年4月下旬配送）
グループ補助	会員等を含むグループの趣味の会等に対して補助（構成人員に応じて1万～5万円）
セントコア山口宿泊補助	セントコア山口に宿泊した場合、一人一泊につき2千円を補助（3連泊を限度）
献花の贈呈	葬儀の際に弔花のお供えをする。お供えができなかった場合、献花料相当額を遺族へ送金
災害見舞金	災害の程度により見舞金を給付（1万～5万円）
人間ドック補助	指定する検診機関で受検した場合補助（泊ドック 1万円、日帰りドック 5千円）
名秀作展入館補助	指定する県内施設での展覧会の観覧料を一部補助（限度額 400円）
教職員相談室の利用	一般相談、結婚相談等、2名の相談員があらゆる相談に応じます。
TGJ傷害保険	傷害保険加入により、日常のさまざまなケガ等を補償

一般財団法人 山口県教職員互助会 事務局



〒753-8501 山口市滝町1-1 県庁13階
 TEL : 083-933-4777 ホームページ : <https://yamakyogo.jp>
 FAX : 083-933-4589 ※ 二次元コードからもアクセスできます。
 受付 : 月曜日～金曜日 (ユーザーID) hukuri
 (8:30～17:15) (パスワード) kousei